日本航空 OB 乗員
有志の会ニュース

2015. 1.22

No.15 -003

安全で明るい JAL

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

整理解雇撤回に向けて

故 P－009 期藤田日出男さん執筆の「分裂から統一への『日航乗員組合の闘い』」を二回に分けて紹介しています。
（2008 年 8 月「偲ぶ会」で収録した内容、
見出し等一部「有志の会」加筆）

シリーズ②

解雇を撤回し分裂を克服できた原動力は

シリーズ①の経過が示すように、日航乗組に対する経営者側の攻撃は成功しませんでした。しかし、多くの乗員乗客の命を失ったことは極めて残念なことでした。会社が安全を守っている労働者の組合活動を弾圧することは、安全性を低下させ、乗客の命を奪う危険性があることを経営者たちは、早く気づくべきであったと思っています。

組合は解雇者を 8 年ほどの間で職場に戻し、分裂に対しても実質的には 7 年で統一に成功しました。

このように分裂を克服した事例は日本の大企業の労働組合では殆どありません。分裂に苦しめられている組合の参考になることを期待して、当時の日航乗組の分析と方針について述べます。

企業からの攻撃を跳ね返すために日航乗組では次のように分析し、解雇撤回と統一への方針を持っていました。

日航乗組は先ず解雇については裁判所に雇用契約存在確認の訴訟を行い。同時に不当労働行為として労働委員会に復職命令を求めて行政手続きを申し立てました。

解雇理由が全くの事実に基づいていないために、組合からの反証で解雇理由が完全に否定されました。裁判などについては、航空関係の多数の労働組合か

らのカンパや、署名運動が大きな力を示しました。特に裁判所で解雇後１年以内に雇用契約が確認され、仮処分により賃金の一部が裁判所の命令により確保されたことは解雇者の生活を安定し組合活動に専念することが出来る条件を作り出すことに成功しました。

分裂に対しては、「分裂は経営者が画策するものではあるが、組合にも弱点があったから分裂を受けた。労働組合とは労働条件に対する改善要求を中心に、団結し要求が実現しなければ誰一人として働かないと意思統一をする団体である。これまでの日航乗組の活動は、労働者としての生活と航空の安全を守るために不可欠な「団結」と私的な信頼関係である「友情」と明確な区別が出来ていなかった。これを改善するためには組合員同士の話し合い（コミュニケーション）の拡充が不可欠である。」と考え、新しく組合を作るつもりで活動する必要があると分析しました。

要求を中心に団結する

「脱退しても仲間である。分裂は経営者が労働条件を切り下げるために行ったもので分裂後は労働条件が低下するので、脱退者の中にも会社に対する不満を持つものが増加する。その人たちの不満を要求として日航乗組が取り上げることによって、要求を中心に団結する本当の意味での労働組合にすることが出来る。」と言う基本的な方針を定め、この方針に添って以下のような活動を行いました。

① 組合の所属に係わらず乗員相互の理解を深めるために、読みやすいあまり時間をかけずに読めるニュースを数多く発行する。
② 組合活動に必要な費用は、分裂していった仲間から定期的にカンパをしてもらう。このカンパは事実上の組合費であり、表面的には会社が作った運航乗員組合に所属していても、隠れた日航乗組の組合員と言うことが出来る。
③ 出来るだけ多くの組合を脱退した人たちと話し合い、その人たちの不満を聞いてニュースに掲載し、全員に配布しその反応を聞いて、全員に支持される要求をまとめる。
④ 解雇事件については継続中の裁判闘争を航空界の多くの労働組合の支援を得て進める。裁判闘争は多くの他の組合の支援を得て、組合側に有利な状態で進められていましたが、手を緩めずに法廷で会社を追求して行き、さらに行政機関からの「現職復帰命令」を出させ、会社がそれに従わないときには、さらに裁判所から会社に対して「行政機関が会社に命じた職場復帰命令」をまもらないと言う行政命令違反を理由に、会社に罰金（過料）が課せられるまで推し進め、職場復帰へ有利な条件を獲得して行く。

⑤ 日航乗組では組合が統一できる条件として、運航乗員組合と統一闘争が出来る状態を作ることが出来れば統一は可能であると考え、その実現のために5年間程度の計画を作り実行する。
⑥ この状態を作り出すために、1年目にはニュースなどを発行するための活動費を確保するために出来るだけ多くの仲間から定期的にカンパを集める。
⑦ 2年目には運航乗員組合の代議員のメンバーに、カンパ活動に参加してくれている人（事実上の日航乗組員）を出来るだけ多く参加できるようにする。
⑧ 3 年目にはその代議員の中から運航乗員組合の執行委員として参加活動できるようにする。
⑨ 4年目には両組合の執行委員が協力して、統一要求を実現する。
⑩ 5年目には統一闘争が出来る状態を実現することが可能な状態にする。

この計画に沿って実行しながら計画通りに進んでいるか否かを確認しながら、運動を進めました。結果的にはほぼ計画通りに進めることが出来ました。

解雇分裂に対する闘いから得た教訓

職場の闘いの中で、私たち日航乗組が得た教訓は、以下の通りです。私たちの闘いの経験が、分裂に苦しむ労働組合の参考になることを期待しています。

① 労働組合が分裂すると労働条件は低下し、航空の安全が低下し事故が増加すること。
② 民間航空の発展には平和が不可欠であるように、自由にものが言える職場の環境は安全のために不可欠である。労働組合が強く個々の労働者への差別を許さない程度の力が労働組合になければ、乗員が安全に対する疑問についても発言が出来ず、安全性を低下させる。結果的には乗客にも不幸をもたらす危険性があること。
③ 組合の別なく共通の要求を見つけ出し、それを獲得するために闘うことで分裂した組合を統一することが出来る。
④ 労働者同士が敵対してはいけない、相手は会社側である事を見失ってはいけない。

以上が私たちの経験の中から得られたことです。

（参考資料）

解雇撤回和解協定書

日本航空株式会社（以下「会社」という）と日本航空乗員組合（以下「組合」という）および組合員小嵜誠司、田村啓介、藤田日出男、丸山巌（以下「小嵜ら４名」という）とは、会社が小嵜ら４名に対し、昭和 40 年 5 月 7 日付でおこなった解雇処分（以下「本件解雇」という）につき、以下の条件で全面的に解決する。

（１）会社は、本件解雇が、労使相互の信頼関係の維持発展を阻害してきたことを反省すると共に、明るい職場が運航の安全を確保するために必要であることを十分認識し、本件の全面解決を通じて労使関係の正常化と明るい職場づくりに努力する。

（２）会社は、本件解雇を昭和 48 年 7 月 18 日付で撤回し、小嵜ら４名との間に雇用契約が継続していたことを確認する。

（３）会社は、今後小嵜ら４名が被解雇者であったこと、および乗員組合員であることを理由に不利益取扱いをおこなわない。

（４）小嵜ら４名に対する訓練は、昭和 48 年 8 月中を目途にこれを開始する。

（５）会社は、組合に対し本件解雇事件の解決金として 4,200 万円を支払う。

（６）組合は、会社が本協定を誠実に履行することを条件に、本件解雇に関して、一切争わない。

統　一　宣　言

日本航空運航乗員組合及び日本航空乗員組合は、組合員の総意に基づき、今日、ここに統一する。

昭和 39 年、会社の事業計画の急速な拡大に伴う乗員編成の改悪、外人乗員導入制限違反などの「合理化」攻勢に対し、乗員の生活と権利を守るために立ち上がった我々に対し、会社は、同 40 年 5 月、組合役員 4 名に違法不当な解雇を行い機長に圧力を加え組合から脱退させた。この攻撃に屈せず、ねばり強く闘いつづけた我々に対し、同 41 年 6 月、会社は、不当差別、おどし等のあくどい手段をもって分裂を行った。

多くの仲間が、会社の不当なやり方に強い怒りを抱きながらも、組合を脱退せざるを得なかった。そして、会社の監視のもとに運航乗員組合が作られた。

乗員組合に所属するものには、不当に機長への昇格の機会を奪い、毎月大巾な賃金差別を行い、被解雇者には法を無視して労働委員会の命令を守らず、裁判等を悪用して解雇撤回の引きのばしをはかった。このような会社の不当労働行為は、職場をもの言えぬ暗いものとし、労働条件は次第に低下し、賃金も低くおさえられ、遂に訓練中の事故で仲間を失うに至った。

これに対し、運航乗員組合の中からも、機長を中心として明るい職場と労働条件の向上を望む声が次第に高まり、組合を会社の支配下から切りはなし、自主的・民主的な労働組合へ脱皮しようとする運動が高まった。しかし会社は、この動きに対し、同 45 年 8 月、機長「管理職」制度を口実に機長を組合から脱退せしめるという新たな不当介入を行い、さらに「合理化」は急速に進められ、遂に同 47 年には連続事故により多くの乗客と仲間の命を奪われた。

分裂によって失ったものはあまりにも大きかった。しかし、この会社の弾圧に対し闘いつづけた乗員組合 8 名と運航乗員組合員は、民航労連、全日空乗員組合、東亜国内航空乗員組合、運輸省労働組合等、多くの仲間の支援に励まされ、同 48 年 7 月 18 日、3,000 日の闘いによって「会社は、本件解雇が労使相互の信頼関係の維持・発展を阻害してきたことを反省するとともに、明るい職場が運航の安全を確保するために必要であることを十分認識し、本件の全面解決を通じて労使関係の正常化と明るい職場づくりに努力する」ことを前提に、不当解雇を撤回し、本日 2,700 日の闘いによって、ここに統一を勝ちとった。

この闘いの中で我々は、統一と団結が働く者にとって、いかにかけがえのないものであるかを体験として深く学んだ。

我々は、苦しい長い闘いの末、今日、統一をなしとげた。今後いかなる条件のもとでも、統一と団結を守りぬくことを誓う。

これまで我々を支援しつづけてくれた多くの人々に深く感謝の意を表すると共に、この統一の力をもって、現在、「管理職」の名のもとに、きびしい労働条件を押しつけられている機長と、いつ解雇されるかわからない不安な状態に置かれている訓練生との統一を勝ちとるための闘いを、ここに決意を新たに開始することを宣言する。

昭和 48 年 11 月 22 日

日本航空運航乗員組合
日本航空乗員組合

2015年も
カンパ支援・最高裁への署名
取り組み参加
宜しくお願い致します

今後の日程

宣伝行動・各地集会：原告団HP日程参照

最高裁への署名：リンク署名用紙

東京高裁：1 月 22 日不当労働行為裁判
824 号法廷　14:30～

最高裁：期日は未定
乗員：最高裁第一小法廷
客室：最高裁第二小法廷